

# 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県予防医学協会（以下「当法人」という。）定款第13条及び第27条の規定並びに理事及び監事規程に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役付き理事の報酬は月額支給とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要な都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤理事の退職に当たっては、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に限り、退職慰労金を支給する。
- 4 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

## (報酬等の額の決定)

第4条 役付き理事に対する報酬等の額は、別表第1「役付き理事の報酬月額」に定める額以内とする。

- 2 非常勤役員に対する謝金は、理事会等への出席1回につき15,000円とする。また、監事が監査を行った場合の謝金は、10,000円とする。
- 3 各評議員に対する謝金は、評議員会への出席1回につき15,000円とし、議長となつた者は、25,000円とする。

## (報酬等の支給日及び支給方法)

第5条 常勤役員の報酬等は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、支給する。

- 1 報酬は、毎月25日に本人指定の金融機関の口座振込。
- 2 非常勤役員等の報酬は、理事会や評議員会出席等、必要な都度現金で支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 支給に関する詳細は、別に定める「職員の給与旅費規程」に準ずる。

## (報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日又は土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りに

よって計算する。

4 第2項の規程にかかわらず、常勤役員の死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく、また前払いを要するものについては前もって、現金で支払うものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月24日から施行する。

別表第1 「役付き理事の報酬月額」

(単位：円)

役職名	報酬月額
常勤役付き理事	700,000
非常勤役付き理事	200,000